

小樽市の事業者の皆さまへのお願い

国による緊急事態宣言の措置区域に指定され、これ以上の新型コロナウイルスの感染拡大抑止に向け、北海道では、道内の飲食店等に対して休業等の要請を行うことを決定しました(※)。

対象事業者の皆さまには、大変なご負担をおかけいたしますが、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

※ 新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条及び同法律第24条

※なお、以下の内容は、今後の感染状況等を踏まえ、変更となる可能性があります。
変更が生じた際には、随時お知らせいたします。

■要請期間 5月16日(日)から5月31日(月)まで
(遅くとも5月18日(火)までに要請に応じてください)

■対象施設(※1)(※2)

- 〔飲食店〕 飲食店（宅配・テイクアウトを除く）
- 〔遊興施設〕 バー、カラオケボックス等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店
- 〔結婚式場〕 食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場

- ※1 対象施設については、要請期間の前日(5月15日)時点で、「飲食店営業許可」又は「喫茶店営業許可」を取得している施設が対象です。
- ※2 従来から午後8時までに閉店しており、酒類及びカラオケ設備のいずれも提供しない施設は、本支援金の対象外となります。

■要請内容

酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等	休業	・感染防止対策(裏面に記載)の実施
上記以外の飲食店等(宅配・テイクアウトを除く)	営業時間短縮(営業時間は5～20時)(※3)	・業種別ガイドラインの遵守
要請期間	令和3年5月16日(日)から5月31日(月)まで(16日間) 遅くとも、令和3年5月18日(火)からご協力いただくことが必要(※4)	

- ※3 従来から午後8時を超えて営業している場合は、営業時間を午前5時から午後8時までとし、酒類及びカラオケ設備の提供を取りやめれば、本支援金の対象となります。
- ※4 協力開始が5月16日(日)よりも遅れる場合は、ご協力いただいた日数に応じた支援金額となります(例えば、5月17日(月)からご協力いただいた場合は、1日分減額となります)。
なお、5月19日(水)以降からご協力いただいた場合には、支援金の支給要件を満たさず、一切支給できませんのでご注意ください。

支援金の申請について

■申請期間

令和3年6月1日(火)から令和3年8月31日(火)(消印有効)

■支援金の算出方法（1店舗1日当たり）

●売上高方式（中小企業、その他法人、個人事業主が選択可）

「1日当たりの売上高」（※1）×0.4

・下限額：4万円、上限額：10万円

計算の結果が、下限額を下回った場合は、下限額となります。

●売上高減少額方式（大企業、中小企業、その他法人、個人事業主が選択可）

（「1日当たりの売上高」

－「令和3年の1日当たりの売上高」（※2））×0.4

・上限額：20万円

※1：「1日当たりの売上高」は「令和元年又は令和2年5月の売上高」÷31日で算出します。

※2：「令和3年の1日当たりの売上高」は「令和3年5月の売上高」÷31日で算出します。

（売上高は、飲食部門の売上高（消費税及び地方消費税は除く）のみで計算します。）

■申請方法

郵送での提出（郵送先は現在準備中）

※感染拡大防止の観点から、混雑による人の密集を避けるため、ご協力をお願いします。

※申請の詳細については、後日公表いたします。なお、申請にあたっては、要請に協力いただいたことがわかる書類（写真やHPの写し等）や営業に必要な許可証の写しなどをご提出いただくことを予定しています。

次の感染防止対策を実施してください

- ・従業員への検査推奨
- ・入場者の整理・誘導
- ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止
- ・手指消毒設備の設置
- ・事業を行う場所の消毒
- ・マスク着用その他感染防止に関する措置の周知
- ・正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場禁止（既に入場している者の退場も含む）
- ・施設の換気
- ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止に効果のある措置の実施

【参考】業種別ガイドライン(内閣官房のページ)<https://corona.go.jp/prevention/>



○令和3年度感染防止対策協力支援金に関するお問い合わせ

■専用ダイヤル

【札幌市以外の地域】

電話番号 011-330-8399（8:45から17:30まで）

（5月31日までは土日も対応。6月1日以降は平日のみ）

■ホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/kyuugyousei.htm>